

1. 調査目的

暴露量調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）」（以下「化審法」という。）における特定化学物質及び監視化学物質、環境リスク初期評価を実施すべき物質等の環境残留状況の把握を目的としている。

2. 調査対象物質

平成 17 年度の暴露量調査は、平成 17 年度化学物質環境実態調査推進検討会において選定された 21 物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

物質 調査 番号	調査対象物質	化審法 指定区分	化管法 指定区分	調査媒体				
				水 質	底 質	生 物	食 事	室内 空気
1	アクロレイン	第二種監視	第一種				○	○
2	アニリン		第一種	○				
3	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸類 (LAS) (アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの)		第一種				○	
	[3-1]直鎖デシルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS-C ₁₀)						○	
	[3-2]直鎖ウンデシルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS-C ₁₁)						○	
	[3-3]直鎖ドデシルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS-C ₁₂)						○	
	[3-4]直鎖トリデシルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS-C ₁₃)						○	
	[3-5]直鎖テトラデシルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS-C ₁₄)						○	
4	1,2-ジブromo-3-クロロプロパン			○				
5	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	第一種監視		○				
6	2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロ-2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール	第一種監視		○				
7	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸 (2,4,5-T)			○				
8	ニトロフェン (NIP 又は 2,4-ジクロロ-1-(4-ニトロフェノキシ)-ベンゼン)				○			
9	3-メチル-4-ニトロフェノール							○
10	ピンクロゾリン (N-3,5-ジクロロフェニル-5-メチル-5-ピニル-1,3-オキサゾリジン-2,4-ジオン)			○	○	○		
11	メトキシクロル			○	○	○		
12	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド (プレチラクロール)		第一種	○		○		
13	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (イソプロチオラン)		第一種	○		○		
14	ジチオリン酸 O,O'-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル) (エチルチオメトン又はジスルホトン)		第一種	○		○		
15	ジチオリン酸 S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O'-ジメチル (メチダチオン又は DMTP)		第一種	○		○		
16	チオリン酸 O,O'-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (イソキサチオン)		第一種	○				
17	チオリン酸 O,O'-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル) (フェンチオン又は MPP)		第一種	○				
18	チオリン酸 S-ベンジル-O,O'-ジイソプロピル (イプロベンホス又は IBP)		第一種	○				
19	トリクロロニトロメタン (クロロピクリン)	第二種監視	第一種	○				
20	α, α, α-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N'-ジプロピル-p-トルイジン (トリフルラリン)	第二種監視 第三種監視	第一種	○		○		
21	N-メチルカルバミン酸 1-ナフチル (カルバリル又は NAC)		第一種	○		○		

(注) 「化管法」とは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 86 号）をいう。以下同じ。